

(翻訳文)

法令 6 2 2 号

事実上の入植地並びに住宅分譲地に関する法令

- 第 1 条 私有地に定住している住民は、それが農村または都市部であっても、常にその起こりから 20 年またはそれ以上経っており、そして所有者が活動もこれらの計画に責任も果たしていない場合、事例によって、及びこの法令の裁量に従って、事実上の入植地並びに住宅分譲地と認識される。
- 第 2 条 事実上の入植地並びに住宅分譲地毎に、第 1 の場合には定住している家族毎に 10 ヘクタールを、第 2 の場合には 450 平方メートルの平均的な土地面積、その上、道または街路のため不可欠な面積を、いずれかの扱いに従って報いられる。
- 第 3 条 前条にて適応される面積は、事実上の入植地によって影響される所有地の全面積を判断して、居住者不在区域または住民自体の様相にて所有者が充てるかまたは適用することで全体でかまたは個人的な場合において増減することができる。全ての場合において、その増減は、最小農村区画及び市街地区画のための法令にて定められる上限及び下限までと判断する。
- 第 4 条 事実上の入植地並びに宅地分譲地に定住する住民の要請にて、または公の要請にて、公で及び明らかである時、農地改革院が第 1 に扱い、または管轄にある市役所が第 2 で、通知書によって、それらの農村または市街地の特性を見定め、この法令の目的に影響する土地の面積を定める住民調査書を作成するための会議に、所有者を召集する。所有者の住所が不明の場合、登録した命令による代行者がいるか否かを明らかにさせる目的で、代理権総登録所の報告を要請し、そして、それが否定的な場合、もし出頭しなくとも、彼らの参加が無くとも手続きは継続されることを警告の下で所有者へ召喚及び時所を指定した通知を首都の新聞に 30 日間に互り公報する。
- 第 5 条 第 1 条に定める規定に独立して、事実上の入植地並びに住宅分譲地の年数に関連して、居住家屋を該当する土地内に持ち、その活動は、その地域をまたは一部を形成する住民の中核と関連して直接的に展開させる前条の処置の目的、全ての家長または基本的占有者は定着占有者と判断する。
- 第 6 条 事実上の入植地並びに住宅分譲地によって影響する土地の所有者は、この法令の裁量に従って定められた土地の分割造成と分譲を義務づけられている。
- 第 7 条 分譲は、この法令の受益者に直接行われる。誰も如何なる場合でも、直接でも間接にでも、事実上の入植地においても、または住宅分譲地においても、1 区画以上の土地を取得することはできない。

- 第8条 事実上の入植地並びに住宅分譲地によって影響された土地は単一価格は、最近15年間の国庫評価額の平均に、分割造成経費の相応額を付け加えて、定められる。
- 第9条 この法令に関連する土地分譲の支払い条件は、農地改革に従って国有地の分譲のための規制と同様である。受益者への名義移転は第1回の賦金を支払った後に、常に残金の支払いの保証として抵当権を設定され、行われる。
- 第10条 この法令は、事実上の入植地並びに住宅分譲地に関連する所有者に対する定着占有者、そしてまた逆にある他の利益での権利又は行為に影響しない。但し、これに規定する目的の達成を停滞または麻痺させる問題は除く。この場合、提起された問題を占有者と所有者の間にて、その他、どの様に定着したか継続させながら、直ちに引き上げる。
- 第11条 不在地主であるか、またはいかなる他の犯罪となる原因によって、この法令の遂行に不活発な所有者の場合で、事実上の入植地並びに住宅分譲地の土地の分割造成と裁定が、遅滞すると考えられるかまたは不可能と見られるとき、農地改革院またはそれに関係する市役所は、その責任性も下で並びに前出第4条に規定する業務の控訴できない方法にて実施する。
- 第12条 前条に関連する業務を完了させ、農地改革院または関係する市役所は、該当するとき、定められた面積の区画造成を取り掛かるために30日間に亙り首都の新聞に公報することによって所有者を召喚する。
- 第13条 もし前条に定められた期間を経過したときに、所有者が農地改革院または関係する市役所に、直ちに区画造成の実施を引き受けるため出頭しなければ、それらの機関にて作業を進められる。この場合、第8条の規定に従って、その業務該当する土地価格の一部にて、その経費を弁償される
- 第14条 前出3条に予見されることで、事実上の入植地並びに住宅分譲地に関連する土地の分割造成を完了するまでの経過の時間で、完成された区画の名義移転の手続きを実施するために所有者に与えられた最後の期間とされる。
- 第15条 区画造成が終了し、名義移転の義務の遂行に所有者が現れない場合、社会利益の要因によって、該当する収用に法令を発布する。同時に農地改革院または関係する市役所に、この法令の第8条及び第9条に定める価格、期間並びに条件にて、分譲の実施と所有権移転の書類を渡す権限を与える。この名義移転は、所有地総登記所に登記される。
- 第16条 前条の内容を実施して分譲による支払いに由来する金額は、その場合、農地改革院または関係する市役所により、国の銀行に開設した特別口座に、事実上の入植地並びに宅地分譲地に関連する所有者毎の名義で預けられる。
- 第17条 もし事実上の入植地並びに宅地分譲地の土地の名義移転に関連する全ての支払いを5年

の期限にて実施すると、農地改革院または関連する市役所に出頭していない所有者に、前記の特別口座にその名義で預けられた金額の支払いを受諾する権利を命ずる。そして行政府は、預金した機関に対し、名義人による後日の異議の申し立ての機会を与えずにその目的で累積された金額及びその利息の引き出しの権限を与える。

第18条 この法令の目的のため、事実上の入植地についてのみ、農業的見地からも河川の増水停滞による時期的水没に関連する保証からも農業に適した土地に定着地を持たねばならないと考えられる。

第19条 牧野を補足する高地は、前条の条件を含めるとは言え、その牧野の収容力の比率にて及びその収容力が見せる牛を保護する方法にて、この法令の規定に例外とされる。単一の所有地である牧野の中に存在する全ての面積、丘陵、高地及び島も同様に除外される。

第20条 この法令の効力にて創設された入植地及び宅地分譲地の区画は、適用できる場合には、農地法に従わされる。

第21条 行政府に通達せよ。

1960年8月16日、代議員議会の会議室にて裁可する。

J. エウロヒオ エスティガリビア
代議員議会議長

ペドロ ガウト サムディオ
議会秘書

アスンシオン、1960年8月19日

共和国の法令とし、公報し、官簿に記載せよ。

アルフレッド ストロエスネル 署名
エセキエル ゴンサレス アルシナ 署名
ホルヘ C. フルトス パネ 署名
I. R. A. 事務次官

(翻訳文)

法令 662号
大所有地の比例分割に関する法令

- 第1条 農業に適した10000ヘクタールまたはそれ以上の面積の私有地はこの法令で定める比例分割制度に従うものとする。
- 第2条 農地改革院は、第1条に関連すると判断する土地を、所有者に通告し、分割しうると定めそしてそれを宣明する。これらは、通告してより90日以内に、農地改革に従って区画割のために全面積の10%以上を留保し、その後、分譲の手続きを行う。
- 第3条 この法令の遂行で実施される分割される区画の面積は、20ヘクタール以下、200ヘクタール以上とすることはできない。そして、農地改革に従った10ヘクタール以下の所有者である農業者のみが購入者となることができる。
- 第4条 請願者は、地券作成中の土地の占有者でないことを確認する農地改革院の証明書、そして農村不動産の所有者でないことを証明する、またはもしそうであるなら、前条最後の部分に規定する条件にあることを証明するために所有地総登記所の証明書を提出する。
- 第5条 農地改革院は、区画の測量、区画整理及び杭を立てて境界の設定等、出来得る全ての方法を提供する。所有者は区画割した土地の価格にそれらにかかることはできない。それらの経費は農地改革院に国有地の分割造成によって支払う。
- 第6条 この法令の結果として分割された土地の分譲を始める前に、農地改革院は実施した測量及び区画割を認可する。この目的で所有者は図面及び計算書、同様にまた土地分譲のための契約案を提出する。
- 第7条 5000ヘクタールまでの土地の区画割は、1区画を25ヘクタールに分割する。しかし、もし所有者が大面積の区画割を義務づけられている場合、1つ以上の区分を同時に区画割することに決めることができる。この場合、全面積の半分を前述の面積の区画に分割し、他の半分以上を1区画が200ヘクタールまでの大きい区画に分割する方法で行うことを許可される。
- 第8条 所有者の農地改革院への要請にて、行政府は、全ての村落中心の孤立、交通路の不足、または区画地を取得する権利の当事者の確認不足等によって無益な経費を加えさせる所有地に関連して、この法令の効果全部または部分的に停止することを決議できる。この停止は、強要され、同じ所有者によってまたは関心があるときに農地改革院の入植地計画に従って、この法令の目的を遂行する方法にて全部または部分的に解除される。
- 第9条 この法令に従って区画造成された土地の価格は、国のあらゆる地方の国有地の分譲のため有効な価格と同じにされる。そして所有者が行うところの測量、区画整理及び境界の設置の経費を比例して含めねばならない。その価格は、農地改革院によって事例毎に承認さ

れる。

第10条 農地改革院の監査なしには、いかなる場合でも、この法令によって影響する土地の部分にあたる区画の私的な分譲を協定することはできない。区画地分譲に関して行われる契約は最低5年の期間を定めねばならない。

第11条 この法令の制度に該当する区画分譲地の支払いは、年賦金にて行われる。その支払いが現金一括払いの場合、購入者は最低15%の値引きの恩恵を受ける。

第12条 年賦払いの期間は、売買の契約に署名した日より数え始める。購入者が支払期限日より最低3ヶ月前に年賦金の支払いを実施すると、その事例毎に10%割引の恩恵を受ける。もし購入者が、最初の年賦金を売買契約の支払い期日以前に行うと、常に残額支払いの保証を設定して、区画地の所有権を移転する権利を有する。

第13条 連続して2回の年賦金の支払いが不足すると、分譲者は該当する司法行為を実施する権利を有する。

第14条 この法令を遂行するに不活発な所有者は、区画造成に影響した面積の国庫評価額の30%に当たる罰金を支払わされる。再犯の場合は、国庫評価額の50%までの累進的罰金を適用される。罰金の項目にて入金する金額は、農地改革院の資源の一部を形成する。

第15条 この法令に従って所得した区画地の購入者の不動産税の支払いは、それぞれの契約に定められた年賦金の支払いが続く間、所有権の名義移転を執行されたことによって、免除される。事例毎に農地改革院は、免除が認められるための証明書を発行する。

所有者もまた、同様に分譲の約束に影響される区画に対する前述の税金の支払いは免除となる。

第16条 牧野を補足する高地は、農業の為に適した条件が含まれているとは言え、その牧野の収容力に対する比率にて及びその収容力が見せる牛の避難所として使える方法にてこの法令に定めるところを免除される。単一の所有地である牧野の中に存在する丘陵、高地及び島の全ての面積も同様に免除される。

第17条 行政府に通達せよ。

1960年8月27日、代議員議会の会議室において裁可する。

J. アウグスト サルディバル

第1副議長

ペドロ ガウト サムディオ

議会秘書

(翻訳文)

法令 4 1 8 号

農地改革の資金調達のために付加資源の創設にかんする

第 1 条 この法令にて詳述する付加資源を、この生ずるところは 1 9 6 3 年 3 月 2 2 日付、法令 8 5 2 号、1 3 条の g) 項の処置の遂行によって農村福祉院の資産に影響する農地改革の財源に充てるために創設する。

第 2 条 この法令にて定められる税金は、次の条の租税表に明記されるところに従い定額課税または比率課税である。定額課税は証書または書類にその価値を超脱して適用される。比率課税は書類の明記される価値に対して百分率にて計算される。

第 3 条 次の租税制度に従う。

	定額課税	比率課税
	Gs	%
A) 行政手続き		
1. 農村福祉院の負担勘定の支払申請書 1 件毎に、	30,	,
2. 私有地の入植地造成または区画地造成の申請書 1 件毎に、	5. 000,	,
3. 入植地造成または区画地造成に充てるための国有地の購入申請書 1 件毎に、	10. 000,	,
4. 入植地造成または区画地造成の目的の国有地の名義移転、売却価格に対して、		2,
5. 農村福祉院によって渡される所有地の最終的な証書、売却の価格に従って牧畜用区画地に対して、		2,
6. 土地の入植地造成または区画地造成計画遂行の監査及び監視の権利に対して、ヘクタール毎または区画毎に、	200,	
	定額課税	比率課税
	Gs	%
B) 不動産に対する課税		
7. 共和国の市街地及び準市街地地域に位置する不動産の不動産税の金額に対して付加される税、地方にてGs. 200. 000より高い国庫評価額で、首都にてGs. 500. 000より高い評価額で、		8,
8. 2 0 0ヘクタール以上の農村地帯に位置する私有地の不動産税の金額に対して付加される税、		10,
9. 共和国の未開墾または遊休の農村の土地、年々、		

その上8項に定める課税に従い、次の段階表に従って、不動産税の金額に対して計算される付加税。

東部地方			比率課税 %
1)	100 から	3.000ヘクタールまで	5,
2)	3.001 から	10.000ヘクタールまで	10,
3)	10.001 から	30.000ヘクタールまで	15,
4)	30.001 から	50.000ヘクタールまで	20,
5)	50.001 から	100.000ヘクタールまで	25,
6)	100.001ヘクタール以上		30,

西部地方			比率課税 %
1)	3.000 から	10.000ヘクタールまで	5,
2)	10.001 から	30.000ヘクタールまで	10,
3)	30.001 から	60.000ヘクタールまで	15,
4)	60.001 から	120.000ヘクタールまで	20,
5)	120.001 から	200.000ヘクタールまで	25,
6)	200.001ヘクタール以上		30,

¹ この税金は、入植地分譲企業によって、1度だけ、農村福祉院が入植地造成または区画地造成を許可した機会に、決議書に記載された期間内に、納入される。

² 該当する官憲にて認可された計画にての植林案に充てられる土地は、この税金により影響しない。

³ この段階表の適用のためには、東部地方または西部地方を別々にして、異なった地所に分割されたまたはいくつかの地籍を持った一法人が所有者である未開墾地または遊休地の総ての面積を合計される。

一個人または法人の所有地の面積を合計し、この項の租税制度の表にしたがって納入される税金の合計額は、異なった地籍または地所に比例して配分される。

第4条 この法令の目的は、行政府と大蔵省、農牧省、農村福祉院、共和国大統領府技術企画庁、パラグアイ農村協会並びに農業国家協会の代理人にて構成する国家技術委員会の提議にて行政府が発布した規定に従った農業、牧畜、林業または鉱業及び植林活動において、開発されていない未開墾地または遊休地にあると考えられる。委員会は農牧省の代理人によって主宰される。

前述の規定は、各々の活動のため、その活動の価値を計算するための方法を、及び恒久的に評価されねばならない改善について、定めなければならない。

第5条 未開墾地または遊休地のような土地の資格決定は、農牧省、共和国大統領府技術企画庁、農村福祉院並びにパラグアイ農村協会の代理人で構成する技術委員会の責任になる。委員会は農牧省の代理人によって主宰される。

前述の資格決定は、利益該当者の通知される。もし納得できない場合は、通知されてより30日以内に農牧省に訴える事ができる。農牧省は60日の期間内に処理する。この手続きの間は該当する税金は徴収しない。

この委員会の構成員は、この職務の遂行による、如何なる報酬も受け取らない。

第6条 この法令に定められた税金及び罰金の徴収方法は、1963年3月22日付、法令852号の17条の規定に従うものとする。

第7条 公証人は、この法令に定められた税金の納入証明書なしでは、不動産所有権の名義移転の書類も、相続税の制定も手続きしない。同様に、所有地総登記所も前述の証明書の不足にて、不動産の名義移転、相続税制定の書類、相続権裁定証明書及び認知裁判の裁定、それらの権利移転または宣言も登記されない。

第8条 この法令の3条、7、8及び9項に定められた不動産に対する税金は、不動産税を納入される機会に徴収し、パラグアイ中央銀行に開設した特別口座に国庫局の命令にて及び農村福祉院に移転される責任において毎日預金される。

第9条 この法令によって制定された不動産に対する税金の清算及び取り立てを目的に、農村福祉院は、不動産の資格決定及び必要とする情報を大蔵省に定期的に提供する。

第10条 第3条の1項から6項に規定する税金は、行政府令13.149号1965年8月11日付、及び17.167号1966年3月22日付に規定に従っている「農業改革」の名称の印紙を購入することによって適用される。

第11条 この法令の3条の1項から6項にて規定された税金の適用に由来する入金は、パラグアイ中央銀行の2331口座「一般収入」に、農村福祉院の命令にて毎日預金される。この印紙の販売は農村福祉院の担当である。

第12条 この法令にて制定された税金は、1975年より有効となるこの法令の3条8項の東部地方の所有地に該当する税金は除外して、1974年国庫年度より徴収する。

(翻訳者注：第13条から第16条まで欠落)

(翻訳文)

政令 1. 746号

農地法第62条に従い農村共有地の開設及び使用の規定

アスンシオン、1978年10月30日

理 由： 法令854/64号の第62条、農地法でさだめるところは、農村福祉院は前述の法令の受益者の共同社会における利用のために土地の或る面積を充てる。同様に、その土地の特性に従って、その自由裁量を認める。

考慮事項： 「共同利用地」または「共有地」の制度は、我が国には歴史的前歴及び場所がある。それは、我が国の政治独立の初期に由来する。実際に、既にホセ ガスパル ロドリゲス デ フランシア博士は、牛、馬及び驃馬の飼育のため、「ラ パトリア（祖国）」と名付けられた懐かしい牧場を創設し、そして運営を促進している。

カルロス アントニオ ロペス政府の間には住民の利用のために援助制度及び共有地が維持された。そして新しい村落の建設が処理され、居住者の所有である牛馬の「共同家畜飼育場」のために、私有地に名義移転のできない或る面積の土地が確保された。これらの区画は「共同援助」または「共有地」として知られた。

同様に、大戦争の英雄で、より純粋な愛国主義と歴史的伝統の共存者と言えるベルナルディノ カバリェロ将軍とパトリシオ エスコバル将軍の政府の期間には共有地を保持され、そして少経済資源の住民に有用であった記憶にある「コラ ラ パトリア」を創設された。

政府は、これら同じ愛国主義の伝統を引き継ぎ、国民共和協会、赤党の原則と政策に暗示させ、「共同利用地」または「共有地」を村落及び全領土に創設された多様な入植地の住民が所有する家畜の飼育場として、新しくその存在を牽建する。

政府は、愛国的政治家の歴史的支配に忠実に、国家の経済及び社会の発展に活発に恒久的に参加する方法を、農村家族の尊厳で人情味ある生活を保証して、農村住民の保護主義者の考えで、現行憲法の農地改革条項の全てを含めた公式基準を發布し、農村住民の繁栄と幸福を求めて我々民族の主だった人によって実行される。

共有地の許可、境界設定及び利用に関連する共同特性の問題を避ける目的にて、農地法の62条の受益者共同体に集中せねばならない規定の制定は必要である。

それゆえに、憲法の180条3項で授与する権限に従って、

パラグアイ共和国大統領は

決裁する

- 第1条 共有地または共同利用地は、農村福祉院の資産である土地にはその審議会の決議によって、私有地に影響する時には行政府の政令によって許可される。
- 第2条 共有地は司法的に測量される。その報告及び承認裁定は農村福祉院の農地登記簿並びに所有地総登記簿に登録される。
- 第3条 完全に承認された共有地は、看板の設置またはその存在と確実な位置が判るように明確にした他の方法で農村福祉院により示される。
- 第4条 共有地は、その受益者によって構成される組織にて分割することも売却することもできない。
- 第5条 農村福祉院は、熟慮した恩恵の条件を定める。同様に、共有地の所有権を受益者の農村組織に移転する機会を定める。
- 第6条 共有地は、農村福祉院が土地の収容力と受益者の数を判断してその量と大きさを定めた、零細経済資源の住民が所有する牛馬の飼育地として独占的に充てられる。
- 第7条 共有地の受益者は、彼らの総会においてその管轄の判事の監査の下で共有地の管理者の候補者を選ぶ。この管理者の任命は、農村福祉院の総裁の決議によって行われる。
- 第8条 管理者は次の職務をもつ。a) この規定の裁量及び共有地の運営のために農村福祉院より受領した指導を遂行する。b) 受益住民と彼らの委託している牛馬の数の実態調査を行う。
- 第9条 共有地の受益者の実態調査は、この政令の第8条に示す方法にて管理者によって実施され、そして、共有地の運営により相応しい方法を定める目的で、農村福祉院によって毎年確認されねばならない。
- 第10条 共有地の受益者は、農村福祉院によって定められた放牧料を納入する。この収入はパラグアイ中央銀行の特別口座に預金される。この基金は次に投資される。
- a) 水飲み場、牧草、囲い場、ブレッテ、衛生、その他の資産等の導入。
 - b) 管理者、備品及びその他の管理経費。

第11条 共有地の最良の運営のための農村福祉院の裁量に違反する受益者の行為及び怠慢は、事例に該当する民事及び刑事の行為を妨げずに、その重大性を判断し恩恵の解消によって制裁される。

第12条 通達し、公報し、官簿に記載せよ。

署名 アルフレッド ストロエスネル
ヘルナンド ベルトニ

(翻訳文)

法令904/81号
インディオ共同体の規定

第1篇 インディオ共同体

第1章 総 則

- 第1条 この法令は、インディオ共同体の社会及び文化の保存、その資産と伝統の防御、経済状態の改善、国家発展の過程への参加実行、そして他の市民と同等の権利にて土地所有権と他の生産的資源を保証する司法制度に入ることを目的としている。
- 第2条 この法令の目的は、文化と土着の言語を話し及び共同居留地で共同生活をする自分たちの官憲の制度で部族または部族群という広範囲の家族群のインディオ共同体にあると判断する。同名称の下で同じと認められる特性の2つ又は3つの共同体にて一体となった部族による判断する。
- 第3条 伝統的組織の形式の敬意で、任意の形で行い及び民族自決の権利の行使をするインディオ共同体が国家社会への編入を許容する法令によって制定された他の組織の形態を受け入れることの妨げにならない。
- 第4条 如何なる場合にでも、国家団体へインディオ共同体の統合を促進する方法でも、インディオ共同体の感情と利益を考慮しないで同化を目指す方法にても、権力の行使または強制は許されない。
- 第5条 インディオ共同体は、公安の原則に矛盾しない彼らの習慣の基準を共同生活の規正のために適用することができる。
- 第6条 インディオに関係ある訴訟にては、裁判官は彼らの慣習法もまた考慮に入れ、インディオ・パラグアイ協会または問題においての他の専門家に基本的意見を求めねばならない。
- 第7条 国はインディオ共同体の正式存在を認め、この法令の規定に従って法人格を許諾する。
- 第8条 この法令の公布並びに、彼らの一致した恩恵を庇護するために共同体の中で再編成したインディオ一族により設立され、先在するインディオ共同体の法人格は認められる。
- 第9条 法人格の承認の申請は、共同体の指導者によりパラグアイ・インディオ協会に次に掲げる資料を添えて提出される。
a) 共同体の名称。一族及びその家族の年齢、未既婚の別と性別を明記した名簿。

- b) もし定着しているならば共同体の地理的位置、そうでない場合は、止まる回数の多い場所の地理的位置。
- c) 共同体の指導者の名前およびその権能の証明。

第10条 協会は、30日以内に行政府へ国防省の仲介で法人格の承認を申請する。

第11条 協会はインディオ共同体の法人格を承認した行政令をインディオ共同体国家登記簿に登録し、当事者に認証を得た写しを発行する。

第12条 指導者は、その共同体の正式代表権を執行する。指導者の任命は、協会に通知される。それは通知した日より数えて30日の期間で承認され、インディオ共同体国家登記簿に登録される。

第13条 もし、共同体が指導者の任命を取り消した場合、新しい指導者に関して前条の規定を遂行する。

第2章 インディオ共同体の定着

第14条 インディオ共同体の定着は、それが可能なら現在の占有地または伝統的な土地に世話する。インディオ共同体の自由と表現の承諾は、習慣的領域内の異なった場所に定着するための基本である。但し、国家治安の場合は除く。

第15条 前条に規定する事例のとき、1つまたはそれ以上のインディオ共同体の移動には、適した土地の比例及び少なくとも占有していた所と同じ面積が、不可欠なこととなる。移転の結果にて受ける損害及び建造物について適当な賠償をする。

第16条 その共同体を離れたまたは分散したインディオのグループは、既に再編成またはこの法令の遂行のための共同体に集合せねばならない、それは最低20家族により組織され、その生活の状況に適切な土地に定置せねばならない。

第17条 インディオ共同体への国有地の裁定は、無償で共有の形式とされる。

土地は、全てをまたは位置部を差し押さえ、譲渡、第3者へ賃貸、何らかの融資の実際の担保として規定することも強いることもできない。

第18条 インディオ共同体に充てられる土地の面積は、それが国有地であれ、私有地を収用また購入したものであれ、共同体毎の定着しているまたは定着しようとする住民の数並びに経済や文化の進歩及び発展の方法に従って定められる。共同体の家族当たり20ヘクタールを最低として考える。

第19条 共同体は、構成員にその必要性にて土地の一部の使用を許可できる。その構成員が共同体をでた場合には、共同体はその使用権は無効にする。

該20条 インディオ共同体が法人権を承認された場合、土地を無償及び共有の形にて税金を免除され、農地登録簿、所有地総登録簿およびインディオ共同体国家登録簿に登録して名義移転される。所有権移転の書類はこの法令の17条の規定に従って行われる。

A. 国有地に定着の場合

第21条 インディオ共同体の定着のため国有地の申請は、共同体自体または法人格をもつインディオ団体にて農村福祉院へ直接行われるか、協会の仲介にて行われる。農村福祉院は協会との調整にてその目的のために土地を公式に譲る事ができる。

第22条 国有地のインディオ共同体の定着には次の手続きをおこなう。

- a) その構成員の数、所在地、定住期間、耕作物および建造物、実際の占有区画を表したインディオ共同体の存在について、農村福祉院の公表、並びに経済及び拡張の必要性に留意した追加的申し立て。
- b) 提出してより20日以内に農村福祉院の地籍内の区画の定置。
- c) 地籍内に定置してより30日以内に農村福祉院による視察、この期間には報告書提出も含める。
- d) 視察のため委任された官吏の報告書提出より60日以内に農村福祉院の責任にて区画の測量と境界の設定。
- e) 測量の報告書の提出された日より30日以内にその承認。
- f) 前以て協会の好意的な意見で、30日以内にインディオ共同体の定着の承認の農村福祉院の決議。

第23条 農村福祉院により承認または承認途中の定着地は、この法令にて統治される。

B. 私有地に定着の場合。

第24条 インディオ共同体の定着のための私有地の申請は、共同体自体または法人格をもつインディオ及びインディオ保護者団体にて農村福祉院へ直接行われるか、協会の仲介にて行われる。

農村福祉院は、協会との調整にて公式の行える。

第25条 申請は、インディオが占有する土地の所有者の氏名を含めて、第22条a)項に定める要求条件と同じである。その手続きも同じ条に定めたとうりである。

第26条 収用の場合、手続きと賠償は憲法及び法令の規定にて調整される。賠償の支払いのた

めには、国家一般予算に必要資源が規定される。

第27条 インディオ共同体がその法人格を承認された場合は、国はその恩恵にて収用した土地を、第19条に規定する方法にて名義移転を行う。

第2篇 インディオーパラグアイ協会の創設とその権能

第1章 インディオーパラグアイ協会

第28条 この法令の遂行のために、法人格および固有の資産をもち、この法令及びそれによる規則にて統治されるところのインディオーパラグアイ協会の名称で自立経済の団体を創設する。

第29条 協会は、正式所在地をアスンシオン市に置き、地方事務所をもてる。首都の司法区分の裁判所は、訴訟法に従って、協会が原告または被告となる裁判を処理する。管区区分に対する行為の推定を優先する裁判は除外する、

第30条 インディオーパラグアイ協会と行政府の関係は、国防省に仲介にて維持される。他の国の権能または政府に従属する期間と直接の繋がりを制定することもできる。

第31条 この法令で、INDIはインディオーパラグアイ協会、省とは国防省、理事会とはインディオーパラグアイ協会理事会、会議とはインディオーパラグアイ協会の諮問会議のことである。

第32条 次に掲げるのがINDIの業務である。

- a) 政策及び計画の制定と適用。
- b) 公私部門のインディオ保護者の活動の調整、統制及び評価。
- c) インディオ共同体へ、独自の責任でまたは他の団体との調整で、科学、技術、司法、行政及び経済援助の提供。並びに国内あるいは国外の団体の援助を処理する。
- d) インディオ及びインディオ保護者団体との調整にてインディオ住民の実態調査の実施。
- e) インディオに関係ある調査の実施、促進及び規正。
- f) この法令の目的に一致するインディオ保護者国際団体の原則、決議及び勧告に賛同する。並びにINDIの目的に彼らの賛同、彼らとしての、を促進する。
- g) 政府及び民間団体に対するインディオの交渉や告発を援助する。
- h) インディオのための戸籍、兵役、教育、刑事責任及び身分証明書の問題にて統治せねばならない基準の検討し提議する。並びにその遂行を保護する。
- i) インディオの国家及び国際団体との関係を保ち、問題についての協定に助言し遂行させる。

- j) インディオの技術専門家の育成を促進する。特に農牧、林業及び民芸品の生産での専門家の育成。並びに共同体の組織及び管理のために技術向上させる。
- k) I N D I の目的に関連する他の活動の実施。

第2章 I N D I の統治及び管理

第33条 I N D I の統治及び管理は、理事会及理事長にて行われる。同様に諮問会議も持つ。

第34条 理事会は、行政府によって任命された6名の正理事にて構成する。理事会を主宰する1名は直接に、他は国防省、文部省、厚生省、インディオ部族協会（A P I）及びインディオ問題に関連する民間団体の推薦による。それぞれ正構成員と同様な方法で補欠理事を任命する。

第35条 理事会の長になるには次の事を要求される。

- a) パラグアイ国籍者。
- b) 25歳以上。
- c) 徳望があり善行であること。
- d) インディオ保護問題の認識と経験。

第36条 理事長と理事の任期は5年であり、再選されることができる。その業務は再選されるかまたは後任が就任するまで続けられる。

理事会には、4親等の血族または2等級以上の姻戚にある者が2名またはそれ以上は属することはできない。

第37条 理事会は理事長または2名またはそれ以上の正理事の要請にて召集される。

理事会の開会には、少なくとも4名の構成員の出席が必要でる。

理事会の決議は、常に過半数の賛成にて承認される。賛否同数の場合は理事長が決する。

第38条 理事は、本人、仲間、配偶者または4親等血族あるいは2等級の姻戚関係にある者に関する問題についての審議及び決議に参加する事はできない。その状況にある者は、議事録にそれを明記する事を申し述べる。

第39条 理事は、I N D I の目的に奇異な活動に、その利益を直接または間接的に危険にさらすことは禁じられている。並びに協会と直接または間接的に取引あるいは契約することは禁じられている。

- 第40条 理事会の審議は総裁及び書記が署名した議事録にて確証される。
- 第41条 法律に反する理事会の総ての議事録または決議は、個人責任及びそれに出席した理事の共同責任に訴えられる。
- 理事の民事責任は、その任期が終了後の3年間は残存する。
- 第42条 総裁の死亡、恒久的不能、辞任または罷免の場合、第35条の規定に従って後任者の任命を処理する。もし理事の場合、それぞれに補欠が該当する任期の残任期を務める。理事長が一時的に欠席または執務不能の場合、同様な手続きをし、理事会にて任命された正理事が代行する。
- 第43条 理事会の権限と義務は次のとおりである。
- a) この法令及びINDIの規定を遂行し、そして遂行させる。
 - b) インディオ保護問題で定められた政策を適用する。
 - c) INDIの活動の年間計画及び案の承認。
 - d) 年間予算の草稿の承認。
 - e) 事業年度毎の業務報告書及び決算書の承認。
 - f) 理事長の報告、管財人の報告または特に理事会自体が申請した報告書を通して、INDIの管理の認識を形成する。
 - g) INDIの内部規定の発布。
 - h) 不動産の所得と売却、抵当権の設定及び不動産に関する他の権利の承認。
 - i) 事業の実行及び資材の調達または業務の公開入札の召集並びに裁定。
 - j) 国内又は国外の融資の契約並びに公債の発行その他法令に従った有価証券の発行の承認。
 - k) この法令の目的遂行にて契約の実施並びに民事及び商事業務の実施を理事長に委任する。
 - l) 人事規程の承認。理事長の提案で、官吏及び職員の任命、異動、昇進並びに解雇。
 - ll) この法令の規定に従って、理事会構成員の欠席許可、休暇及び更迭、兼務不能に関連することの決議。
 - m) インディオ保護問題にて官公並びに民間部門の企業または個人への助言。
 - n) その適性の問題を定めた検討のため特別委員会の創設。
 - ñ) 会議の意見及び勧告の判断する。
 - o) この法令の規定に従って栄誉の称号を渡す。
- 第44条 理事は、INDIの予算に定められた日当を唯一の報酬として受け取る。補欠理事は、正理事を実際に代行したときのみ受け取れる。
- 第45条 理事長の権限と義務は次のとおりである。
- a) この法令及びINDIの規定を遂行する。並びに理事会の決議を執行する。

- b) I N D I の正式代表を務める。
- c) 該当する問題の理事会の判断に従う。並びに団体の活動発展の月報を理事会に提出する。
- d) 会議を招集できない緊急事態による時、理事会の権限となる決議を受諾する。
この場合、行った判断を処理するためにできるだけ早い時期に会議を招集する。
- e) 職員の任命、異動、昇進及び解雇を理事会に提案し、並びに行政裁判の審理を命じ、それぞれの規定に従って懲戒制裁を適用する。
- f) 会議の意見及び勧告を判断する。
- g) この法令の規定に従って I N D I の基金を管理し、理事会に計算書を提出せねばならない。
- h) 全体に、この法令にて特に理事会の権限とはされていない協会の目的の遂行のために必要な業務及び行為の全てを実施する。

第 4 6 条 諮問会議は 1 2 名の正構成員で成り、次の方法にて構成する。

- a) 次の機関より提議された 6 名の正構成員。
 - －内務省。
 - －司法労働省。
 - －農牧省。
 - －共和国大統領府企画技術庁。
 - －農村福祉院。
 - －パラグアイ市役所協力機構（O P A C I）この構成員は行政府によって任命される。
- b) 次のインディオ及びインディオ保護団体にて任命された 6 名の正構成員。
 - －インディオ部族協会、これは 2 名の構成員を任命する。
 - －パラグアイ・インディオ保護協会。
 - －カトリック教会。
 - －メンノニタ・インディオ協力業務協会。
 - －他の教会代表団体。

各正構成員毎に、それぞれの補欠を正と同時に同方法にて任命される。

第 4 7 条 会議の構成員になるには、パラグアイ国籍者、3 0 歳以上、インディオ保護問題の取扱経験者及び徳望のあることを要求される。

第 4 8 条 会議は月 1 回の定例会議と、理事長が緊急問題を取り扱う為に、または少なくとも半数の構成員の要請にて招集する臨時会議である。会議は構成員の過半数の出席にて成立する。

勧告及び意見は出席構成員の多数決によって承認される。

- 第49条 会議の職務は次のとおりである。
- a) この法令及びその規定の遂行のため理事長並びに理事会に協力する。
 - b) I N D I の計画や案の検討に参加する。
 - c) 理事長または理事会によって判断を求められた問題に関して意見を出す。
 - d) 理事長または理事会の要請あるいは独自の提唱にて I N D I に関連する問題について勧告を出す。
 - e) 全構成員の3分の2の賛成にて榮譽の称号の授与を勧告する。

第50号 会議は、第46条に定められた優先にて、毎年、構成員の1名が順番に主宰する。会議の議長は、行政府にて任命された構成員と民間部門にて任命された構成員が交互に就任する。

第51号 会議の構成員の1名またはそれ以上が、死亡、不能、辞任または罷免した場合、その者に該当する残任期間をそれぞれの補欠構成員が就任する。議長の場合は、優先順位によって正構成員が後任に就任する。

第52条 会議の構成員の任期は5年間とし、再選はされることができる。名誉職として遂行する。

第3篇 資源の請負契約、取得及び譲渡 並びに査察と税金の免除

第1章 事業及び業務の請負契約制度、 並びに取得及び譲渡制度

第53条 その金額が100万グァラニーを超す事業及び業務の請負契約、同様に資材の取得は、適切な行政法令に従って、公開入札の方法による。金額が20万から100万グァラニーの場合には、共和国首都の発行部数の多い新聞2紙に3日間続けて前以て告示して、価格競争入札の手続きを適用する。

最低3件のオファーの提出がなければ成らない、I N D I は、もし協会にとって相応しくなければ、拒否する権限をもつ。

第54条 I N D I は、事業、業務または資材の金額が20万グァラニーを超えない場合は、直接取引を行える。その場合、少なくとも3件のオファーがあり、I N D I により有利に選択せねばならない。

第55条 I N D I 所有不動産の売却は、共和国首都の大発行部数の新聞2紙に告示して、一般競売または価格競争入札によって行う。

不動産は常に一般競売により実行される。売却する資産が300万グェラニー以上の場合は、前以て行政府の承認されねばならない。

第56条 IND Iの備品並びに不動産の賃貸借のための必要事項及び条件は、理事会にて事例毎に定められる。

第2章 資 源

第57条 IND Iは次に掲げる資源を有する。

- a) 領事関税の政令46/72号の1、2、3、4、5、6、7、8、40、47、50及び54項の領事査定の7%の付加税。
- b) 国内にて経営する保険会社または代理店によって受け取られる保険料に対する3%を保険加入者の負担で。

保険会社または代理店は、受取代理人として行動し、受け取った金額は、法令1216/67号に定める手続きに従って、IND Iに移転される。

- c) 大面積の農村不動産についての法令40/68号に定められた不動産税の税金段階表に同額の付加税。

第58条 次に掲げるものもまたIND Iの資源として形成する。

- a) 国家一般予算で毎年分配される資金。
- b) 国内外で実施する業務による収入。
- c) その資産の売却に由来するもの。
- d) 遺贈及び寄付。
- e) この章に詳記されない他のあらゆる資源。

第59条 IND Iの資源は、次の項目に優先的に利用される。

- a) インディオの定着のための土地購入に。
- b) インディオの定着に要求される経費。
- c) インディオ共同体の計画への融資。

第60条 理事長、理事会及び会議の構成員並びにIND Iの職員でこの法令に定める目的以外にIND Iの資源を充てたものは、個人的並びに共同の責任となる。

第61条 第57条の定めた税金の適用に由来する収入は、IND Iの名にてパラグアイ中央銀行に開設された特別口座に預金される。

第3章 査察並びに税金の免除

第62条 IND Iの経済動向は、大蔵省の提案及び国家会計監査局の職員で行政府によって任命された管財人によって恒久的に査察される。その報酬は、理事よりも低くなく、国家一般予算で規定され、大蔵省に該当する。

第63条 管財人の職務は次のとおりである。

- a) IND Iの帳簿、記録及び会計証書類を調査検証する。現金の状態、銀行勘定の残高並びに有価証券や公債の存在を確認する。
- b) IND Iの業務報告書、貸借対照表、財産目録および損益計算書に対して意見する。
- c) 経済性格の不正を確認する毎に大蔵省に報告する。
- d) 大蔵省、国防省、IND Iの理事会及び会議に業務結果の年間報告書を提出する。
- e) 彼らの該当するあらゆる問題についてそれが有利と判断するときに理事会に報告する。
- f) 管財人の関係する正式な規定に従って他の行為の査察を実施する。

管財人は、IND Iと直接または間接的にも取引または契約することはできない。

第64条 IND Iは全ての租税、資産税、国税及び為替追徴税を免除されている。それらの中で制限的でないものは次のものを含んでいる。

- a) 通関税、その付加税及び追徴税。
- b) 刻印用紙税及び印紙税。
- c) 消費税及び販売税。
- d) 不動産税及びその他資産にかかる税金。
- e) 所得税。
- f) 為替追徴税。
- g) 輸入事前積立金。
- h) 国及び市役所の許可税。
- i) IND Iまたはインディオ共同体への遺贈及び寄付に対する税。
- j) 資産譲渡税。

この条のa)、f)及びg)項に規定されている免除及び解除は、常に国内で生産されない、または国産品で代用することができない機材並びに資材で、IND Iが必要とする輸入品に関してのみ適用される。

インディオ共同体は、該当官憲による許可に必要な条件に、その正式存在の証拠書類の提出することで、課税し得る物資を立証する及び免除に準じるための必要な確認を妨げる事なく、前述の同様な税金の免除を享受する。

第4篇

第1章 総則並びに付則

- 第65条 公または民間団体は、インディオ保護問題において計画及び案の準備にINDIの活発な参加をさせねばならない。
- 第66条 インディオが定着している土地の所有者は、この法令の発布後90日以内にINDIにその事実を訴え出る義務を有する。
- 第67条 この法令が発布されてより1年の期間に、インディオの定着に充てる目的の土地を取得した民間機関は、それを獲得した共同体に名義移転をおこなう。
- 第68条 もし前条に規定する期間が終わっても、民間機関にて名義移転が実施されていない場合、インディオ共同体は第17条及び第20条に規定する条件にて要求する権利を有する。
- 第69条 インディオ共同体では、東部地区では20ヘクタールを超さない、西部地区では100ヘクタールを超さない土地の区画を、宗教伝道団にそれ自体の宗教及び社会業務の遂行のために留保することができる。
- 第70条 INDIはそれ自体でまたは他の団体を通じて、この法令の目的とそれに合意する恩恵に認識を持たすために、その適用に協力できるよう全てのインディオ共同体にこの法令の規定の普及業務の拡張を実施する。
- 第71条 理事会の決議は、国防省に対して不服を申し立てができるものである。
- その訴願は、週日5日以内に理事長を仲介とする。大臣は、司法顧問の前以ての意見を基礎に決議を発する。それに反対して、週日10日以内に行政訴訟の手段を仲介とすることができる。大臣が決議を出さずに週日15日を経過すれば、当事者は、行政訴訟の手段に直接訴えることができる。
- 第72条 INDIに属するインディオ共同体国家登記所を創設する。その組織及び業務は規定される。
- 第73条 この法令に熟慮されていない事例は、農地法、労働法並びに社会保障法に関することにて統治される。
- 第74条 この法令は行政府によって規定される。規定案は会議の意見にて理事会にて作成された。

第75条 この法令に反する全ての規定は廃止される。

第76条 行政府に通達せよ。

1981年12月10日、国家議会の会議室にて裁可する。

J. アウグスト サルディバル
下院議会議長

ファン ラモン チャヴェス
上院議会議長

ボニフィシオ イララ アマリリャ
議会秘書

カルロス マリア オカンボス アルボ
事務総長

アスンシオン、1991年12月18日

共和国の法令とし、公報し、官簿に記載せよ。

アルフェレッド ストロエスネル陸軍大将
共和国大統領

マルシアル サマニエゴ
国防大臣

セサル バリエントス
大蔵大臣

(翻訳文)

パラグアイ共和国憲法に農地改革に該当する承認条項、
制憲議会にて、1992年6月20日施行

第9章 経済権利及び農地改革

第2節 農地改革

第114条 農地改革の目的

農地改革は、農村福祉を達成するために基本的要因の一つである。それは国の社会的経済的発展への農民の効果的参加を基礎におき、土地の分配、所有の公正な方法を承認する。融資並びに技術、教育及び保健衛生指導援助を行い、農業協同組合及びその他同種の協会の創設の促進、生産及び工業化の奨励、並びに農業の全体発展のための市場の合理化を行う。

第115条 農地改革並びに農村発展の基礎

農地改革並びに農村発展は次に掲げる基礎に従って行われる。

- 1) 納税制度並びにその他生産の奨励、大規模未耕所有地の減力及び中小農村所有地の発展の保証。
- 2) 土地利用及び生産の低下を防ぐ技術の正当化と合理化、並びに集約的な多様な農牧畜生産の促進。
- 3) 農業中小企業の奨励。
- 4) 農民定住計画、農地改革の受益者の所有地の競売
- 5) 第一次生産品の適正な価格を保証するところの方法と組織の制定。
- 6) 農牧畜融資の低経費及び仲介者無しの実施。
- 7) 環境の保護と保全。
- 8) 農業保険の創設。
- 9) 農村女性の援助、特に世帯の長になっている女性。
- 10) 農村女性の農地改革の計画への男性と平等な参加。
- 11) それぞれの過程でに農地改革に参加、並びに経済、社会及び文化利益を擁護する農民組織の奨励。
- 12) 農地改革計画において同国人の優先的援助。
- 13) 国家発展の活動者となる目的で農民並びにその家族の教育。
- 14) 土壌の土壌学的分類並びに研究のための地方センターの創設。
- 15) 農村分野の専門家育成センターを創設し、農牧畜業にて住民の関心を喚起する政策の承認。
- 16) 人口、経済的及び社会的な理由を考慮して、国内移民の促進。

第116条 不生産の大規模所有地

不生産の大規模所有地の漸進的排除を目的とした法令は、農業を永続する住民の分野

の必要性、並びに農業、農牧畜業、林業及び工業活動の均衡発展のための勧告しうる予防策をその土地の素質の適した対応を行う。同様に天然資源の維持できる利用及び生態に適した保全を行う。

農地改革に当てる不生産の大規模所有地の収用は、それぞれが個々の法令にて定められる。並びに支払いの期間及び方法についても同じ法令で定められる。